

事務連絡  
令和7年11月7日

計画相談支援事業所  
障害児相談支援事業所 御中

障害者支援課長

令和7年度相談支援従事者主任研修に係る受講者募集について

平素は本市福祉行政に多大なるご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、表記のとおり和歌山県障害福祉課から令和7年度相談支援従事者主任研修の案内が参りました。本市はこれまで研修の推薦者は基幹相談支援センター等の従事者を優先しておりましたが、令和6年度報酬改定において、研修を要件とする加算が創設されたこと、障害福祉の地域づくりを限られた人材のみで行うことは非常に困難であることなどから、令和7年度より、同研修の推薦対象をすべての相談支援事業所に広げ、地域作りの体制を強化したいと考えております。

つきましては、以下をご参照の上、研修受講についてご検討いただけますようお願ひいたします。

**1 推薦の要件**

令和7年度和歌山県相談支援従事者主任研修実施要領（以下、「実施要領」と言います。）によると、各自治体からの推薦は原則1人、やむを得ない場合複数名とされております。本市からの推薦者は、実施要領の「3・研修対象者」にある研修要件や実務経験等を満たした方の中から、以下の2点を踏まえ決定したいと考えております。

- ・これまでの自立支援協議会への貢献度
- ・相談支援の従事者への助言・指導等を行うために必要な熟練度

**2 申請の手順**

本市からの推薦手続きに先立ち、まずは意向調査を実施いたします。研修受講希望の方（事業所）は11月14日までに本市宛て様式3「推薦依頼書」をメールにて返信してください（押印不要）。**実施要領上では、14日までに事業所からの申請を完了する旨記載されていますが、こちらの運用をお願いします。**

〆切後、本市の推薦候補を速やかに決定し、11月19日を目途にご連絡いたしますので、推薦手続きの必要書類をご提出ください（提出方法等は改めてご連絡いたしますが、期限が短いため、実務経験証明書等の事前のご準備をお願いします）。

### 3 加算に対する本市の考え方

主任相談支援専門員を配置したことで算定候補となる「主任相談支援専門員配置加算」は、主任相談支援専門員の配置以外に概ね以下のような要件を全て満たしていただく必要があります（加算詳細は留意事項通知をご確認ください）。

#### 加算 I

- ・基幹相談支援センター等であること
- ・自事業所 **および**他の相談支援事業所に対して資質向上のための指導・助言を行うこと

#### 加算 II

- ・自事業所 **又は**他の相談支援事業所に対して資質向上のための指導・助言を行うこと
- ・基幹相談支援センターが実施する事業所への助言指導、その他の研修、企画・運営に協力すること

これを踏まえ、和歌山市では、相談支援事業所が主任相談支援専門員配置加算 II を算定する場合、基幹相談支援センターへの協力として**以下のような業務**をお願いする予定です（協力いただけない場合、主任相談支援専門員を配置していても加算は算定できません）。

##### ・自立支援協議会への精力的な参加

（専門部会、ネットワーク会議への参加協力を想定しています）

##### ・自立支援協議会主催イベント等における運営協力

（主に研修会当日のファシリテーターなどを想定しています）

##### ・基幹相談支援センターが実施する相談支援事業所に対する助言・指導への帯同

（モニタリング検証などを想定しています）

主任相談支援専門員は、障害者を取り巻く環境が年々複雑化する中で、それらに対応する人員を育成し、障害福祉に関する支援体制を構築するために非常に重要な役割となります。つきましては、研修受講について前向きにご検討のほどよろしくお願ひいたします。

#### 【事務担当】

和歌山市 障害者支援課

指定審査グループ

TEL 073-435-1060

FAX 073-431-2840

MAIL [shogaishashien@city.wakayama.lg.jp](mailto:shogaishashien@city.wakayama.lg.jp)